

岡労発基 0114 第 5 号
令和 8 年 1 月 14 日

関 係 団 体 の 長 殿

岡 山 労 働 局 長
(公 印 省 略)

高所作業車特定自主検査基準等の制定等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、フォークリフト、車両系建設機械や高所作業車などの機械等については、これらを使用する事業者に対し、資格者又は検査業者による特定自主検査の実施が義務付けられておりますが、令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）により、特定自主検査について厚生労働大臣の定める基準（以下「特定自主検査基準」という。）に従って行わなければならないこと、これに違反した検査業者に対し、厚生労働大臣等が特定自主検査の方法等の業務方法の改善に必要な措置を取るべきことを命じることができること等、特定自主検査の不正防止対策の強化に向けた規定が新設されました。

この改正に関し、令和 7 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 2 号により、厚生労働省労働基準局長から高所作業車、車両系建設機械、フォークリフト、不整地運搬車及び動力プレスの各特定自主検査基準（以下、「新基準」という。）が制定されたとの通知が別添のとおりありました。

つきましては、適正な特定自主検査の実施推進に向け、会員事業場等関係者に對し周知していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なおそれぞれの新基準は、岡山労働局ホームページに掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

岡山労働局ホームページ「特定自主検査基準が制定されました」
URL : https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00978.html